

石川県立金沢二水高等学校同窓会関東支部規約

第1章 総 則

第1条 本会は石川県立金沢二水高等学校同窓会関東支部（以下、本会と称す）と称する。

第2条 本会の事務局は執行役員会が選んだ執行役員宅、または執行役員勤務先地とする。

第3条 本会は石川県立金沢二水高等学校同窓会（以下、同窓会本部と称する）の目的達成に協力すると共に、関東在住同窓会会員（以下、会員と称する。）相互の親睦と融和促進を図ることを目的とし、これに関連する下記の事業を行う。

1. 懇親会等の会員間の親睦を図るための行事開催
2. ホームページ、メーリングリスト、会報、等による会員への情報提供
3. その他、本会目的遂行のための諸事項

第2章 支部会員

第4条 支部会員は原則として関東圏に在住、または勤務する同窓会本部会員で組織する。

第3章 役 員

第5条 本会には下記の役員を置き、任期は2年とし再任を妨げない。

1. 支部長1名、副支部長1名、監事1名、常任幹事若干名、幹事（各期に若干名）
2. 常任幹事は担当任務によって、幹事長、会計、広報委員長等の呼称を使うことができる。

第6条 本会の役員の職務は下記の通りとする。

1. 支部長：支部長は会務を統理し、本会を代表する。
2. 副支部長：副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故がある場合はその職務を代行する。
3. 監 事：監事は本会の会計報告並びに事業結果を監査する。
4. 常任幹事：常任幹事は本会の事業の運營業務（企画、会計、広報、渉外等）を掌るとともに、本会事務局業務を分担する。
5. 幹 事：幹事は同期会員間の親睦を図るとともに、本会会務の円滑な運営に協力する。

また、同期を代表して支部役員会に出席し、意見を述べることができる。

第7条 本会役員を選出は下記の方法によるものとする。

1. 支部長、副支部長、常任幹事、監事は支部会員の中から支部総会において選任する。
2. 幹事は各期会員の互選、または執行役員会の推薦により、支部会員の中から選出し、支部長が委嘱する。

第8条 本会には執行役員会の推挙により相談役を置くことができる。

相談役は支部長が委嘱し、本会の助言をするともに、特命事項を担うことができる。

第4章 会 議

第9条 本会の会議、及び会議事項は下記の通りとする。

1. 総 会：本会の総会は年1回開催し、事業計画、予算並びに決算の承認、役員の変更、支部規約に関する決議、その他本会に関する重要事項を審議、決定するものとし、出席会員の過半数の賛成によって決定する。
2. 役員会：必要に応じて支部長が召集し、総会提案事項の事前審議、会務の円滑な運営を図るための重要事項を審議する。
3. 執行役員会：支部長、副支部長、常任幹事、監事で構成し、支部長が必要な都度召集する。

本会の事業計画と実施、予算の立案と執行など、事業全般に係る事項を審議、決議する。

第5章 会 計

第10条 本会の経費は、本会総会参加費、寄付金、同窓会本部補助金を以ってこれにあてる。

第11条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 会員個人情報の管理

第12条 本会事務局は本会の会員情報を原則として管理しない。但し、本会事業遂行のために必要に応じて同窓会本部より個人情報の提供を受けた場合、および本会行事によって参加者より得た個人情報は責任者を定め、漏洩なきよう管理するものとする。

第7章 規約変更

第13条 本規約は総会の決議を経なければ変更することはできない。

付則：本規約は平成21年10月24日より施行する。